

院内感染対策のための指針

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。日扇会第一病院（以下、当院という）においては、本指針により院内感染対策を行う。

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

当院における院内感染対策は、患者・職員をはじめ当院に出入りする全ての人々を対象とし、感染症の発生を未然に予防するとともに発生した感染症を制圧することを目的とする。その目的を達成するために、標準予防策を基本に置き、必要に応じて感染経路別予防策（接触感染予防策、飛沫感染予防策、空気感染予防策）を追加して行う。

この基本姿勢をベースとした感染対策活動の必要性、重要性を全職員に周知徹底し、感染防止の取り組みを積極的に行っていく。

2. 院内感染対策の為に委員会組織に関する基本的事項

当院における院内感染対策を推進するために、「院内感染対策委員会」を設置する。また、委員会の直属の最も実働的組織として「感染制御チーム（Infection Control Team: ICT）」を設置し、感染に対する諸問題について適切及び迅速な対応を行うものとする。「院内感染対策委員会」、および「ICT」は別途定める規約により活動を行う。

3. 院内感染対策のために従事者に対する研修に関する基本方針

(1) 個々の従業者の院内感染予防に対する意識を高め、業務を遂行する上での機能やチームの一員としての意識の向上を図るために行う。

(2) 院内で働く全ての従業員を対象とし、当院における院内感染対策に対する基本的な考え方や予防・再発防止策を周知徹底する。

(3) 年2回以上の研修を実施し、研修実施概要、参加状況を記録し、保存する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

(1) 感染症の異常発生を検知した職員は速やかに感染委員会に報告する。

(2) 感染委員会は微生物検査結果に基づき、検出状況を定期的に職員へ周知する。

(3) 感染症法上届け出の対象となる感染症を診断した際は、適正に保健所に報告する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染委員会は、職員からの院内感染発生状況の報告により、状況の把握を行う。必要に応じて、臨時の感染対策委員会を開催し速やかに発生の原因を究明して対策を立案・実施す

るとともに職員への周知徹底を図る。院内のみでの対応が困難な場合は、地域の医療機関や保健所と連携して事態の沈静化を図る。

6. 患者等への指針の閲覧に関する基本方針

患者およびその家族から本指針の閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。

7. その他の医療機関内における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- (1) 本指針は、院内感染対策委員会の議を経て改正を行う。
- (2) 職員は自ら感染源とならないためにも、定期健康診断を実施し健康管理に留意する
- (3) 本指針に即した院内感染対策マニュアルを整備し、必要に応じて随時改定を行う。

2008年 7月作成
2011年 12月改定
2013年 12月改定
2018年 6月改定
2019年 3月改定
2020年 5月改定
2022年 3月改定
2024年 12月改定